



## 令和7年度集団指導

### 居住・日中活動系サービス

### 7 適切な工賃（賃金）の支払いについて

千葉県健康福祉部障害福祉事業課  
事業・暮らしの場支援推進班



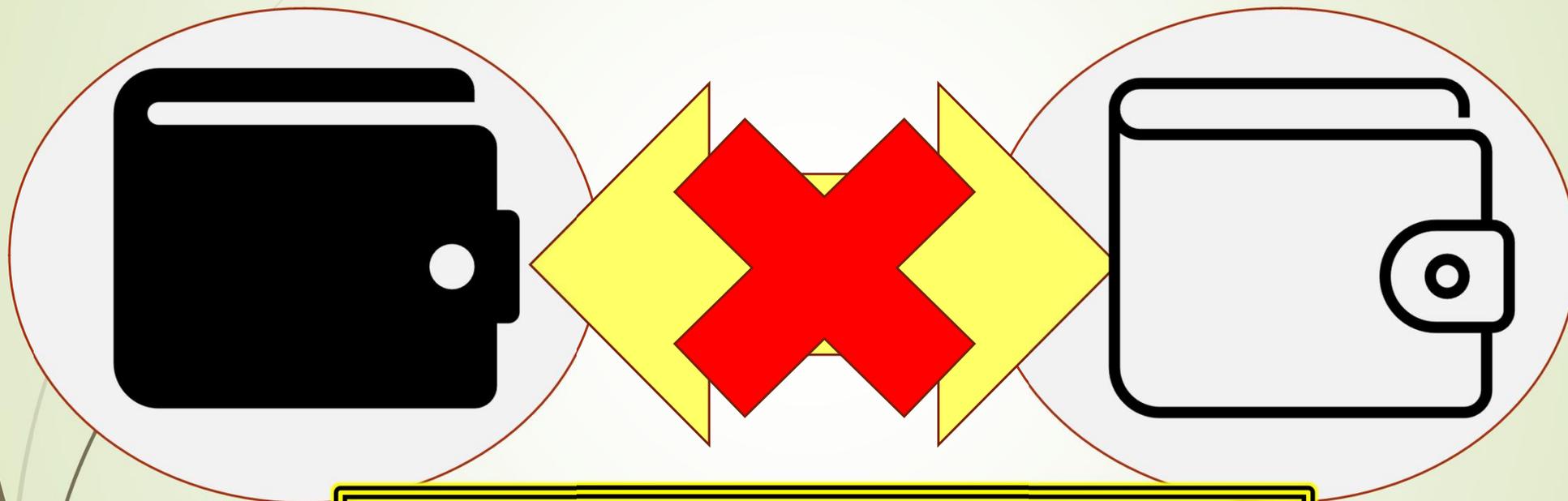
## 目次

- 1 就労支援事業会計の基本的な考え方
- 2 工賃（賃金）の支払いについて
- 3 就労支援事業会計の積立金について
- 4 利用者の工賃（賃金）のための経営管理について

# 1 就労支援事業会計の基本的な考え方

福祉事業会計

就労支援事業会計



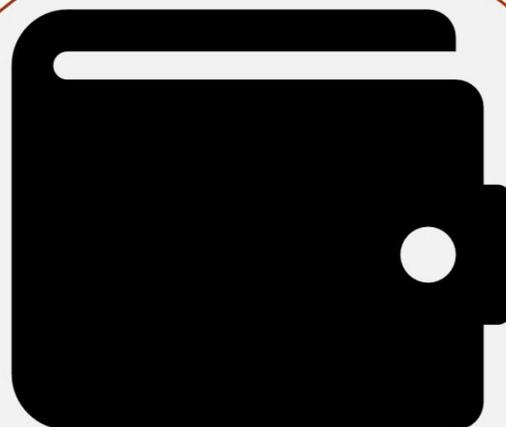
2つのお財布でお金の  
移動をしてはいけません

# 1 就労支援事業会計の基本的な考え方

## 福祉事業会計

【訓練等給付費】  
事業所が利用者  
に働く機会  
(サービス)を提供  
したことなどに  
対する報酬として、  
国保連(利用者)  
から国民の税金を  
基に支払われる。

収入



支出

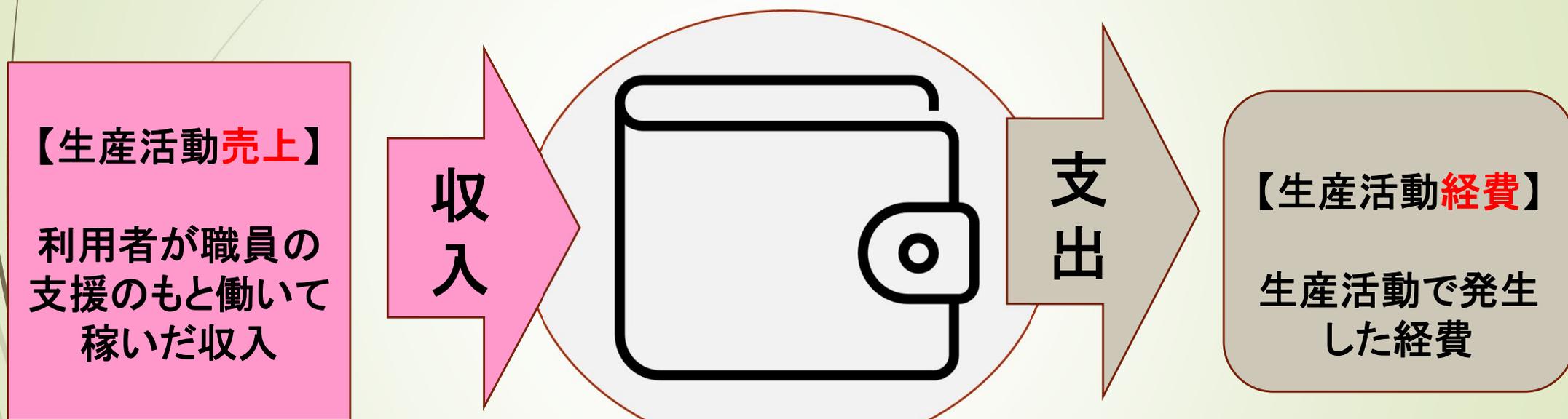
例

利用者を支援  
するための  
職員の**人件費**  
事業所を維持  
するための  
**家賃・水道光熱  
費・消耗品費**  
を支払う。

事業所を運営する  
ためのお財布

# 1 就労支援事業会計の基本的な考え方

## 就労支援事業会計



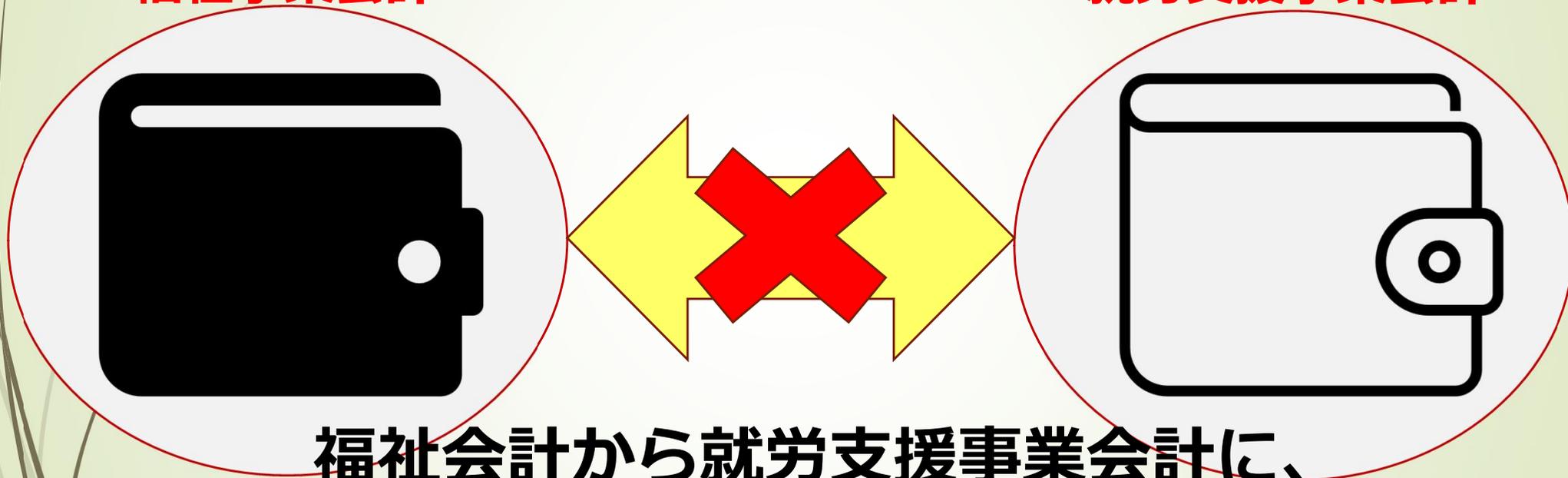
利用者の工賃（賃金）  
のためのお財布

# 1 就労支援事業会計の基本的な考え方

2つの会計が混じることはありません

福祉事業会計

就労支援事業会計

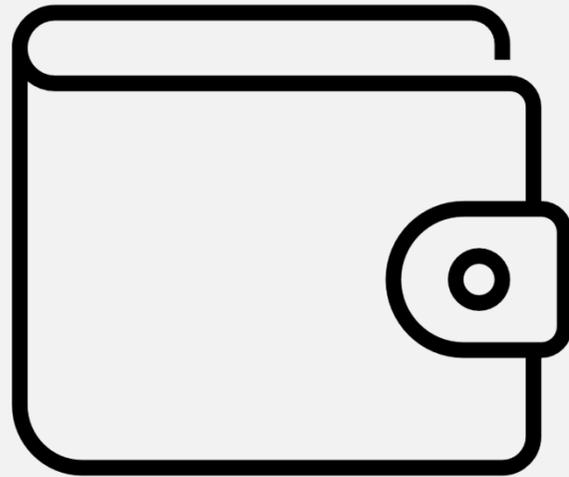


福祉会計から就労支援事業会計に、  
就労支援事業会計から福祉会計に、  
お金の移動することはありません。

## 2 工賃（賃金）の支払いについて

福祉事業会計

**就労支援事業会計**



**利用者の工賃（賃金）は  
就労支援事業会計から支払われます**

## 2 工賃（賃金）の支払いについて

**就労支援事業会計から工賃（賃金）が支払われます**

生産  
活動  
売上

—

生産  
活動  
経費

=

工賃  
・  
賃金



- × 生産活動以外の収入を計上する
- × 生産活動の経費を別会計のものとする

## 2 工賃（賃金）の支払いについて 「就労支援事業会計の運用ガイドライン」



### 目次

#### 1 ガイドライン作成の背景

#### 2 目的と方向性

#### 3 基本的な考え方

- 1) 就労支援事業会計とは
- 2) 就労支援事業会計の対象事業
- 3) 就労支援事業会計における会計区分
- 4) 就労支援事業会計における作成書類
- 5) 就労支援事業会計における利用者賃金・工賃への配分

#### 4 標準的な処理方法

- 1) 福祉事業活動と生産活動の会計区分
- 2) 共通経費の按分処理
- 3) 就労支援事業会計において留意すべき会計処理

#### 5 資料

## 2 工賃（賃金）の支払いについて

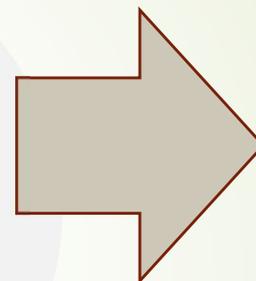
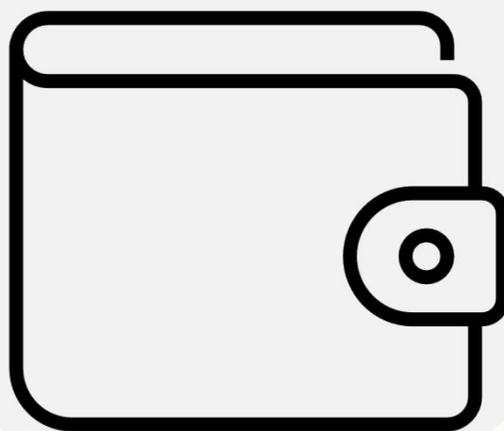
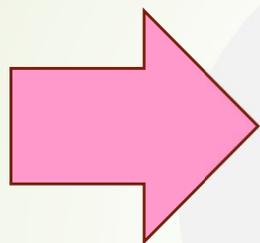
利用者への賃金及び工賃に関しては、各事業の指定基準及び解釈通知において次のように定められています。

| 事業         | 内容   |
|------------|--|
| 就労継続支援 A 型 | (指定基準第 192 条)<br>・ <u>生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u><br>・ <u>賃金の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。</u> ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。<br>(解釈通知第11の3(4))<br>・ <u>指定就労継続支援A型事業については、原則として余剰金は発生しない</u> (以下省略) |
| 就労継続支援 B 型 | (指定基準第 201 条)<br>・ <u>利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</u>  |
| 就労移行支援     | (指定基準第 85 条、第 184 条)<br>・ <u>生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</u>  |
| 生活介護       |  |

2 工賃（賃金）の支払いについて

**就労支援事業会計**

生産  
活動  
売上



生産  
活動  
経費

就労支援事業会計の余剰金（利益）  
はすべて工賃（賃金）として支払われるため  
原則として生じません。

### 3 就労支援事業会計の積立金について

就労支援事業会計の余剰金について、  
特定の目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき一定の金額を積み立てることが認められています。

**例外**

## ⚠️ 注意 ⚠️

- ※通常の社会経済情勢においては生じ得ない需要の高騰など、**一般的な常識を超えるほどの収入**を獲得した場合などが想定されます。
- ※特定の目的以外への**流用**は認められていません。
- ※積立金の要件にそぐわないのにも関わらず、積立金を計上しているケースが散見されます。今一度要件を御確認ください。

### 3 就労支援事業会計の積立金について

#### 【共通の要件】

- ・ 理事会の議決に基づくこと。
- ・ 計上した積立金と同額の積立資産を計上すること。
- ・ 当該年度の工賃（賃金）**総支払額**が前年度の支払実績を下回らないこと。

## 3 就労支援事業会計の積立金について

### ① 「工賃変動積立金」

#### （目的）

毎会計年度、一定の工賃水準※を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備える。

- 各事業年度：過去3年間の平均工賃の**10%以内**
- 累計：過去3年間の平均工賃の**50%以内**

※過去3年間の最低工賃（天災等により工賃が大幅に減少した年度を除く。）

#### （取崩の条件）

- 過去3年間の最低工賃を下回っていること。
- 理事会の議決に基づくこと。

### 3 就労支援事業会計の積立金について

#### ② 「設備等整備積立金」

##### (目的)

就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するための就労支援事業に要する設備等の更新、または新たな業種への展開を行うための設備の導入のための資金需要に対応するため。

##### (対象資産)

最低でも **5年以上**は就労支援事業の用に供することができ、かつ **5年以上**の積立によらなければ取得できない規模の資産 (×建物)

○各事業年度：就労支援事業収入の10%以内

○ 累 計 ：就労支援事業資産の取得価額の75%以内

4 利用者の工賃（賃金）のための経営管理について  
安定した事業の継続のために経営状況を管理  
しましょう



## Point

### ①年度ごとの事業計画や予算を作成しましょう

利用者へいくらかの工賃（賃金）を払いたいのか（払えるのか）  
あらかじめ利用者の希望も踏まえ、計画を立てましょう。

### ②損益分岐点を確認しましょう

販売価格をいくらにすれば、また使っていい経費はいくらにすれば、  
工賃が払えるか払えるかを把握しましょう。

## 4 利用者の工賃（賃金）のための経営管理について

### 工賃（賃金）の基準

#### 【就労継続支援A型事業所】

千葉県最低賃金 時給1,140円（令和7年10月から）

#### 【就労継続支援B型事業所】

「雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。」

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第79条第5項）

## 4 利用者の工賃（賃金）のための経営管理について 千葉県における令和6年度の平均工賃（賃金）実績

| 施設種別           | 平均工賃<br>(賃金) 月額      | 平均工賃<br>(賃金) 時間額※ |
|----------------|----------------------|-------------------|
| 就労継続<br>支援 A 型 | 85,290円<br>(90,962円) | 1,125円            |
| 就労継続<br>支援 B 型 | 23,646円<br>(24,515円) | —                 |

※ ( ) 内全国平均額

※令和6年度報酬改定により、令和5年度実績以降の、就労継続支援B型事業所の平均工賃時間額は報告しないこととなりました。

## まとめ

- ① 福祉事業会計と就労支援事業会計で  
お金の移動をしてはいけません。
- ② 就労支援事業会計の余剰金は原則、  
発生しません。

# 訪問支援の紹介 (障害者の工賃アップのための就労事業を活性化させる事業)

障害者の工賃アップのための就労事業を活性化させる事業

**無料**

複雑で困っていませんか？  
訪問支援で就労支援事業会計を分かりやすく。

## 「訪問支援」 を始めます



振興センターが、工賃(賃金)実績をもとに新設事業所などを訪問し就労支援事業会計をレクチャーします。

| 日時                          | 内容                |
|-----------------------------|-------------------|
| 担当者からお電話で、<br>日程のご相談をいたします。 | ★ 就労支援事業会計とは？     |
| 場所                          | ★ 不適正な会計処理の事例紹介   |
| 指定された場所に<br>訪問いたします。        | ★ 正しい会計処理をするためには？ |
| 対象                          | ★ 日々の会計処理について     |
| 千葉県内就労継続支援事業<br>A型・B型事業所    | ★ 工賃(賃金)実績報告について  |

会計研修をとおして、「就労支援事業会計がわからない」、「現場の職員は会計のことを知らなくても大丈夫ってホント？」などなど会計に關して様々なお悩みをいただいております！この機会にぜひ会計についてお困りのことなどお聞かせください。

TEL 043-202-5367 (平日:9:00~17:00)  
URL <https://www.jusan-kassei.or.jp/>  
MAIL [center@jusan-kassei.or.jp](mailto:center@jusan-kassei.or.jp)

お問い合わせ

特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター  
〒260-0017千葉市中央区要町12-8

早めの訪問を希望される場合は上記にお問い合わせください  
\*訪問支援に県職員が同行する場合がございます。ご了承ください。



御清聴ありがとうございました。